

ハイウェイカード利用約款

(通 則)

第 1 条 本約款は、日本道路公団（以下「公団」といいます。）が発売するハイウェイカード（以下「カード」といいます。）の使用について適用します。

(適用範囲)

第 2 条 カードは次のマークを表示した料金所における通行料金の支払いに使用することができます。



(使用方法)

第 3 条 カードにより通行料金を支払うときは、料金所で入口通行券にカードを添え、入口通行券のない場合はカードのみを、料金所収受員にお渡し下さい。
2 カードは未納金や割増金の支払いに使用することはできません。

(効 力)

第 4 条 カードは、使用残数相当の金額の範囲内で通行料金の支払いに使用することができます。
2 カードの使用残数相当の金額が通行料金に足りないときは、不足額を現金又は別のカードで支払うことができます。
3 1 枚のカードを同時に 2 台以上の車両の通行料金の支払いに使用することはできません。ただし、車両が連続して通行し、かつ料金所収受員がそれを容易に確認できるときは、この限りではありません。
4 カードは料金収受機械の故障その他特別の事情により使用できない場合があります。

(無 効)

第 5 条 カードは、次のいずれかに該当するときは無効として回収し、通行した区間の料金（割増金を含みます。）を現金で徴収します。

- 一 汚損又は破損等により磁気記録内容が不明となったカードを使用したとき。
- 二 カード表示事項又は磁気記録内容が改ざんされたカードを使用したとき。

(払い戻し)

第 6 条 カードの払い戻しは、いたしません。

(使用実績)

第 7 条 カードの使用実績については、カード裏面に使用月日及び使用残数で表示し、申し出により、その使用の都度の使用実績を表示した証明書をお渡しします。

(再 発 行)

第 8 条 カードは再発行しません。ただし、次のいずれかに該当するときは、カードを回収し、料金所で再発行します。
一 カード裏面の使用残数表示欄をすべて使用したとき。
二 汚損又は破損等により使用不能となったカードの使用残数等の内容を公団が確認できたとき。
三 その他公団が再発行が必要であると認めるとき。
2 前項第二号の規定によりカードを再発行するときは、カード 1 枚につき手数料 100 円を申し受けます。（手数料には別途消費税を申し受けます。）
3 再発行するカードの図柄は公団所定のものとなります。

(回収カードの返却)

第 9 条 前条第 1 項の規定により回収したカードは、公団の調査等が終了した後支障がない限り申し出により返却します。

(附 則)

- 1 この約款は、平成元年 12 月 1 日から実施します。
- 2 この約款の実施日より前に発売されたハイウェイカードについては、この約款に基づき発売されたものとみなし、この約款を適用します。

日 本 道 路 公 団